

基幹水利施設ストックマネジメント事業 <small>*この事業はH23より交付金対象となり「水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）に名称変更</small>	事業主体 県 土地改良区等	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊦農村整備課 水利施設保全班
--	-------------------------	--

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム，頭首工，用排水機場，農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について，施設の有効活用を図るため，効率的な機能保全対策を推進するもの。

1. 県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定
2. 国営土地改良事業により造成された施設について，国営造成水利施設保全対策指導事業により策定された機能保全計画に基づく対策工事及び県営土地改良事業により造成された施設について，1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
3. 突発的事故に対する緊急補修工事等の実施

採択基準

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること。
2. 既存施設を有効活用すると認められる場合であって，施設機能の向上を主な目的としないものであること。
3. 県の基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に位置づけられたもの。
3. 対策工事を法律補助事業で行う場合においては，受益面積100ha以上であること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	基幹水利施設 スtockマネジメント事業 （機能保全計画策定）	50	25	25		県営
	（対策工事） 及び（緊急補修工事）	50	30	10	10	県営
		50	15	35		団体営